

改正概要説明書

国名： インド

法令名： 特許規則

改正情報： 2015 年 3 月 11 日改正

改正概要：

1. インド特許庁は 2013 年 10 月 15 日に、インド特許庁が PCT 出願の国際調査機関及び国際予備審査機関としての運用を開始することを公表した。

これに伴い、インド特許庁はインド特許規則(Patent Rules, 2003)を改正した。その後、複数の改正を経て 2015 年 3 月 11 日までのすべての改正を含むインド特許規則(Patent Rules, 2003(incorporating all amendments till 11-03-2015))が公表された。

2. 2015 年 3 月 11 日までに改正されたインド特許規則によれば、「自然人以外の者」が「小規模事業体」を含むことと、「小規模事業体」の対象となる基準が明確にされた(規則 2)。

3. 特許出願の所轄庁については、特許出願は出願人の住所・居所・営業所・発明がなされた場所・送達宛先の所轄庁にしなければならないと規定し(規則 4(1))、いったん決定された所轄庁は変更されないと規定し(規則 4(2))、特許庁長官は受理した特許出願を特許庁の本庁又は支庁に移転することができることと規定した(規則 4(3))。分割出願は親出願の出願すべき庁に出願しなければならない(規則 4 (4))、また 2013 年改正特許規則施行以前に出願された特許出願の分割出願は親出願の出願すべき庁に移転しなければならないことが規定された(規則 4 (5))。

4. 「小規模事業体」を明規したことに伴い、「小規模事業体」の手数料について新たに規定が設けられた(規則 7)。

5. 特許庁に提出する書類の様式が改正された(規則 9)。

6. 「インド国際調査機関」・「インド予備審査機関」が定義され(規則 17)、「インド国際調査機関」の職務・国際調査報告の作成・国際調査報告の作成期限・見解書の送付等が定められた(規則 19A-19E)。

7. 「インド予備審査機関」の職務・国際予備審査請求の期間・手数料・請求方法・国際予備審査報告の作成・国際予備審査報告の作成期間及び送付等が定められた(規則 19F-19N)。

8. 手数料が変更された(第 1 附則, 第 4 附則)。

改正内容：

• **規則 2**

(da)は新設の定義である。

• **規則 4**

(3)-(5)は新設項である。

• **規則 7**

(1)において、手数料に関し明確化された。

(3A)は新設項である。

• **規則 9**

書類の詳細が明確化された。

• **規則 17**

(aa)-(ac)は新設項である。

• **規則 19**

国際出願手数料に関し明確化された。

• **規則 19A—規則 19N**

新設規則である。

• **規則 110**

資格試験の合格基準が変更された。

• **第 1 附則及び第 4 附則**

手数料が変更された。